

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～用語の意義が限定解釈され侵害が認められなかった裁判例～

令和2年（ネ）第10023号

控訴人：株式会社MRSホールディングス

被控訴人：LINE Pay株式会社

2020年 9月 28日

執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、発明の名称を「ホワイトカード使用限度引上げシステム、およびその動作方法」とする特許（特許第5775663号。請求項の数8。以下、この特許を「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である控訴人が、被控訴人が管理する原判決別紙1物件目録記載のコンピュータシステム（以下、「被控訴人コンピュータシステム」という。）を使用し、被控訴人のモバイル送金・決済サービスを提供することは、本件特許権を侵害している旨を主張して、被控訴人に対し、被控訴人コンピュータシステムの使用の差止めを求めた事案である。

原判決（平成30年（ワ）第13927号）は、被控訴人コンピュータシステムは本件特許権を侵害しないとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人はこれを不服として、本件控訴を提起した。

2. 本件特許

（1）特許請求の範囲の記載

本件発明は以下のとおりである。以下の記載は原審判決文からの引用である。

- A 使用限度額をホワイトカードに紐づけられた入金額に応じて引き上げることが可能で、受金にのみ利用可能な受金IDと、消費使用に利用可能な消費使用IDとの二種類のIDがあらかじめ紐付けられているホワイトカードに対する入金システムであって、
- B1-1 ホワイトカードに対する入金に際して、入金すべきホワイトカードの受金IDを取得する受金ID取得部と、
- B1-2 そのホワイトカードの使用限度額を引き上げようとする額の入金を受け付けた旨の情報である入金受付情報を取得する入金受付情報取得部と、
- B1-3 取得した受金IDと、入金受付情報とを関連付けて出力する出力部と、
- B2 を有するホワイトカード使用限度額引上指示装置と、
- C1-1 受金IDと関連付けられた入金受付情報をホワイトカード使用限度額引上指示装置から受信する受信部と、

- C 1 - 2 受信した入金受付情報に関連付けられたホワイトカード受金 I D と紐付けられている消費使用 I D をホワイトカード I D 管理装置から取得する消費使用 I D 取得部と、
- C 1 - 3 取得した消費使用 I D と関連付けた使用限度額引上額を含む引上命令を送信する引上命令送信部と、
- C 2 を有する引上命令装置と、
- D 1 - 1 消費使用 I D と受金 I D とを紐付けた紐付テーブルを保持する紐付テーブル保持部と、
- D 1 - 2 引上命令装置から受金 I D を受信する受金 I D 受信部と、
- D 1 - 3 受信した受金 I D に紐付けられている消費使用 I D を紐付テーブルから取得して引上命令装置に送信する消費使用 I D 送信部と、
- D 2 を有するホワイトカード I D 管理装置と、
- E からなるホワイトカード使用限度額引き上げシステム。

(2) 本件発明

ア 本件発明の課題

本件発明の課題は、「他者からの送金を受金することなどでユーザの所持金が当該クレジットカード契約時の平均所得以上に増えたとしても、カード会社に逐一連絡などして所定の手続きを経なければそれが使用限度額に反映されることは無い。そのため、その増加分を反映させたクレジットカードの利用をすることができない」(段落【0005】)、というものである。

イ 本件発明の作用・効果

本件発明の作用・効果を，図を用いて示す。

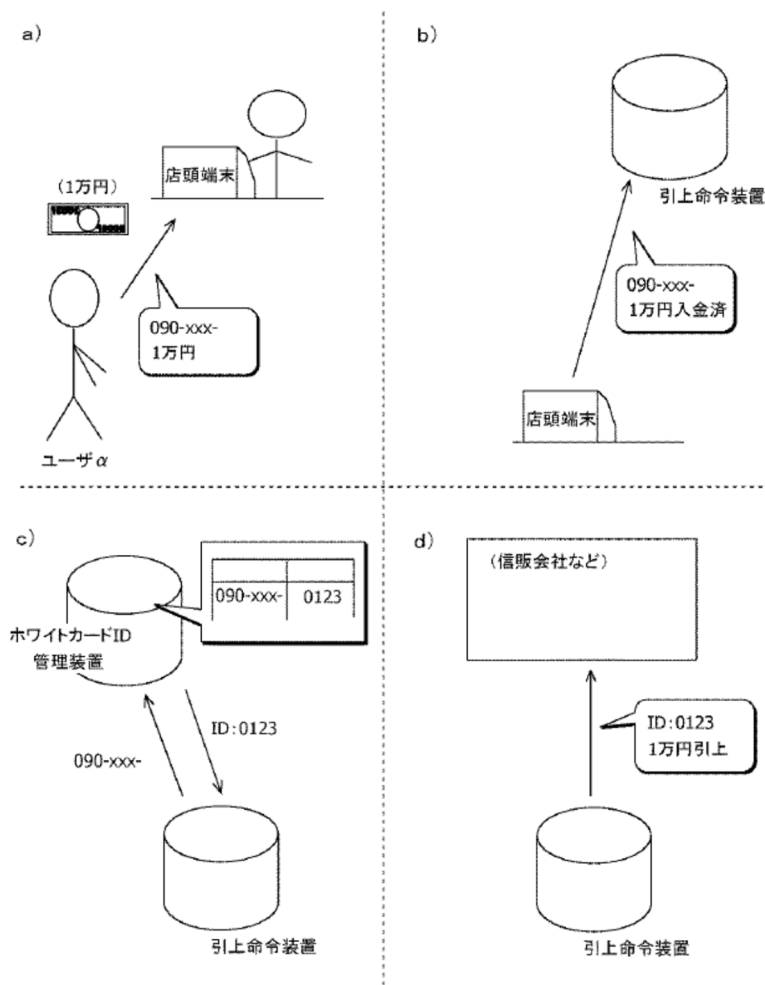


図1：本件特許の図1

図1のa)に示すように，ユーザーαがユーザーβへ送金する場合，ユーザーαは，コンビニなどの店頭端末（ホワイトカード使用限度額引上指示装置）に，ユーザーβの携帯電話番号および入金額を入力する。そしてその金額分の金銭をコンビニのレジにて支払う。

店頭端末は，その実際に入金がなされた旨を示す情報である入金受付情報を生成し，図1のb)に示すように，その入金受付情報と入金先を特定するためのユーザーβの携帯電話番号とを関連付けて，カードの使用限度額を引上げるための命令を出力する装置（引上命令装置）に対して送信する。

引上命令装置では，図1のc)に示すように，システムの管理者が管理する装置（ホワイトカードID管理装置）に対して携帯電話番号を転送し，入金すべきホワイトカードの消費使用IDについて問合せを行う。ホワイトカードID管理装置は，携帯電話番号等の入金用のIDとカードを消費使用する際のIDとを紐付けて管理しており，引上命令装

置からの問合せに応じてカードの消費使用IDを返信する。

そして図1のd)に示すように、引上命令装置ではその返信された消費使用IDとともに、例えばカードを発行する信販会社などの装置に対してカードの使用限度額を上げる命令を出力する。信販会社において、当該消費使用IDで識別されるカードについて「1万円」の入金があったことが確認されると、ユーザβは当該カードをその1万円分増加した限度額内で使用することができる。

(3) 経過

本件発明に係る特許出願の経過は、以下のとおりである。

平成21年	9月16日	出願 (特願2009-215054号)
平成23年	10月21日	ファイル記録事項の閲覧 (縦覧) 請求書
平成24年	9月10日	審査請求
平成25年	12月11日	拒絶理由通知
平成26年	2月5日	意見書, 補正書提出
平成26年	7月18日	拒絶査定
平成26年	8月20日	拒絶査定不服審判請求, 補正書提出
平成26年	12月2日	前置移管
平成27年	2月4日	前置報告
平成27年	2月6日	前置解除
平成27年	7月1日	審決
平成27年	7月10日	設定登録

3. 被控訴人のモバイル送金・決済サービスの概要

被控訴人の提供するモバイル送金・決済サービス(以下、「被控訴人サービス」という。)は、LINE Payである。LINE Payアカウントには、LINE CashアカウントとLINE Moneyアカウントの2種類がある。LINE Cashアカウントにより、電子マネーの購入、電子マネーを用いた決済等が可能になるほか、他のユーザから電子マネーを譲り受けること(受金)が可能となる。

LINE Cashアカウントを保有するユーザは、本人確認(銀行口座の登録)をすることで、LINE Moneyアカウントを作成することができる。LINE Cashアカウントを作成すると、更に電子マネーの譲渡(送金)等もすることができるようになる。

LINE Payカードは、被控訴人サービスのために使用されるプリペイドカードであり、ユーザは、同カードに刻印された番号を提携サービス・店舗に提供することで、LINE Cashアカウント又はLINE Moneyアカウントに紐付けられた電子マネーの入金額の範囲で、物品の購入等の決済をすることができる。

ユーザは銀行口座の登録を行なうことで、銀行口座からLINE Payカードをチャージすることが可能である（図2）。

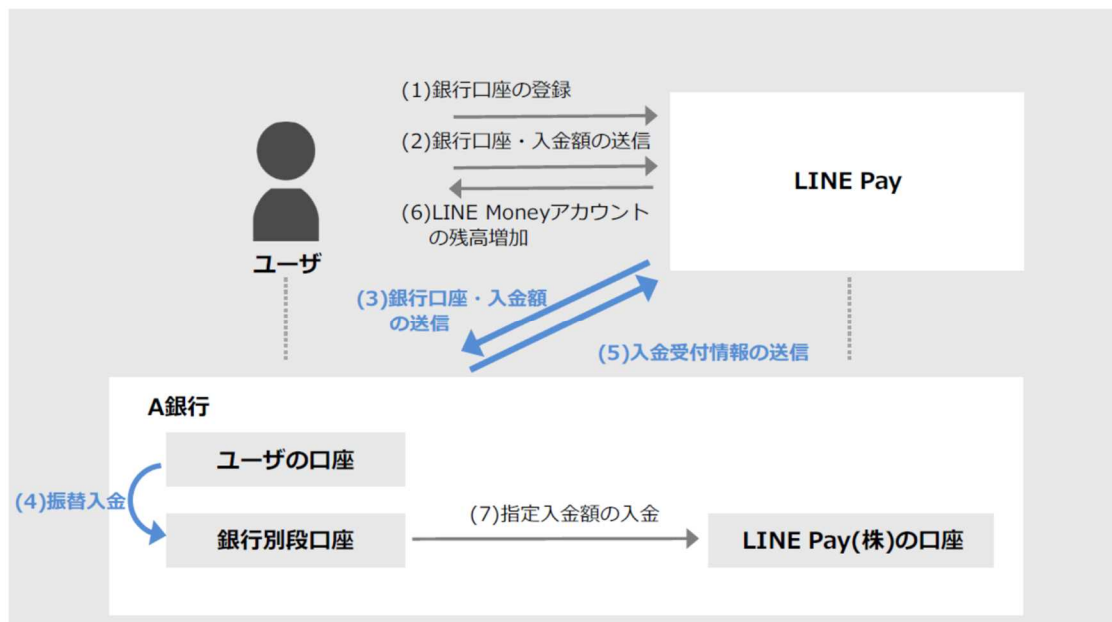


図2：原審判決文20頁記載の図

4. 争点

原審での争点は、以下のとおりである。

- (1) 被控訴人の本件各システム¹が本件発明の技術的範囲に属するか（争点1）
 - ア 本件各システムが「使用限度額」、「ホワイトカード」（構成要件A, B1-1, B1-2, B2, C1-1, C1-2, D2, E）に係る構成を有するか（争点1-1）
 - イ 本件各システムが「受金IDと…消費使用IDとの二種類のIDがあらかじめ紐付けられているホワイトカード」、「受金ID」及び「消費使用ID」（構成要件A, B1-1, B1-3, C1-1, C1-2, C1-3, D1-1, D1-2, D1-3）に係る構成を有するか（争点1-2）
 - ウ 本件各システムが「ホワイトカードに対する入金システム」（構成要件A）に係る構成を有するか（争点1-3）
 - エ 本件振替入金システムが「受金ID取得部」（構成要件B1-1）に係る構成

¹ 他のユーザのLINE Payアカウントに電子マネーを送金する機能に係るシステムを「本件送金システム」と、コンビニエンスストアにおいてユーザのLINE Payアカウントに電子マネーを入金する機能に係るシステムを「本件入金システム」と、ユーザが「LINE Pay」サービスにおいて登録した銀行口座から口座振替の方法によりLINE Moneyアカウントに電子マネーを入金する機能に係るシステムを「本件振替入金システム」といい、これらをまとめて「本件各システム」という。

を有するか（争点1-4）

オ 本件振替入金システムが「ホワイトカード使用限度額引上指示装置」（構成要件B2）に係る構成を有するか（争点1-5）

カ 本件送金システムに係る均等侵害の成否（争点1-6）

キ 本件振替入金システムに係る均等侵害の成否（争点1-7）

(2) 被告が本件発明を実施しているか（争点2）

(3) 本件発明が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか（争点3）

原審及び本控訴審の裁判所は、争点1-1についてのみ判断した。

5. 裁判所の判断

(1) 「ホワイトカード」の意義

裁判所は、本件特許の明細書の記載及び証拠に基づく『ホワイトカード』の用語は、クレジットカードに関して使用された場合は、『カード会社が個人向けに発行する最もベーシックなクレジットカード』を意味する」と認められる点を考慮し、本件特許において「ホワイトカード」には、プリペイドカードやデビットカードは含まれないと認定した。

(2) 「使用限度額」の意義

裁判所は、本件特許の明細書の従来技術、課題及び解決手段の記載からすれば、『使用限度額』は、ユーザが所定期間内に使用することのできる金額の上限額を意味し、その額は、ユーザとの契約時には、その支払能力（信用力）に応じて設定され、『ある程度固定される』ものであるが、その後、ユーザに対する入金があった場合、所定の手続を経ずに引き上げられるものである」と認定した。

(3) 小括

裁判所は、本件発明における『ホワイトカード』はクレジットカードを意味し、『使用限度額』は、『契約時に設定され、契約時には、ある程度固定される、所定期間内で使用可能な金額』を意味するものというべきである。」と判断した。

(4) 被控訴人の本件各システムの充足性

裁判所は、「前提事実、証拠（甲3～5、10～13、乙4、27）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人サービスは、電子マネーを用いたモバイル送金・決済サービスであって、送金・入金及び振替入金の各機能に用いるLINE Payカードは電子マネーに係るプリペイドカードであり、LINE Payアカウントにおいて決済等に使用できる金額は、常に当該アカウントの残高と一致すると認めることができる。」

「そうすると、前記の各機能に用いるLINE Payカードは、クレジットカードではないから、『ホワイトカード』に当たらない。また、上記LINE Payカードが決済等に使用できる金額は、契約時にある程度固定されるものではないから、契約時にある程度固定される『使用限度額』に当たらず、『使用限度額』の構成を有するとも認められない。」と判断した。

6. 結論

裁判所は、被控訴人各システムが、構成要件A等の「ホワイトカード」及び「使用限度額」の構成を有するとは認められないので、本件発明の技術的範囲に属するということとはできず、控訴人の請求を棄却する判決をした。

7. 考察

本件においては、発明特定事項に含まれる用語の意義が争点となった。本件明細書において、従来技術に「クレジットカード」との語が現れる以外、決済に使用されるカードは「ホワイトカード」と記載されている。そのため、控訴人（特許権者）は「ホワイトカード」は「クレジットカード」には限定されず、「プリペイドカード」や「デビットカード」を含むと主張した。

しかしながら、本件明細書には決済時の処理について明確な記載はなく、「ホワイトカード」を用いた決済が、クレジットカード決済のような後払い型、デビットカード決済のような引き落とし型、プリペイドカード決済のような前払い型のいずれであるのか、判別不能である。そのため、「ホワイトカード」の意義の解釈に従来技術が考慮された。また、「ホワイトカード」とは、技術常識として「カード会社が個人向けに発行する最もベーシックなクレジットカード」を意味する点も考慮された上で、本件発明において「ホワイトカード」はクレジットであると断定された。

また、「使用限度額」との用語はクレジットカードのみに使用される用語ではないものの、明細書を考慮した上で、契約時にある程度固定される額であるとして、限定解釈された。

本件明細書においては、「ホワイトカード」という語を選択したことや、従来との関係で解決しようとする課題の内容が、「クレジットカード」における使用限度額に関するものであることを示唆していることから、本件発明における決済は、クレジットカード決済のみを想定していると言わざるを得ない。

さらに、本件発明の特徴は決済処理ではなく、カード使用者が逐一カード発行会社に連絡せずとも、カードと紐付けられた受金IDが付された入金により、使用限度額を引き上げる点である。そのため、実施の形態において、決済についての記載が十分になされなかったため、クレジットカード決済以外の決済は含まれないと判断された。

請求項に記載の用語の意義を限定解釈されないためには、実施の形態の充実したものとするのが定石である。この点に関し、以下のF I体系が参考資料の一つとなる。

- G06Q20/22 ・支払スキームまたはモデル
- G06Q20/24 ・クレジットスキーム, すなわち「後払い型」
- G06Q20/26 ・デビットスキーム, すなわち「引き落とし型」
- G06Q20/28 ・プリペイドスキーム, すなわち「前払い型」

様々な決済サービスがリリースされている現状において、上記3つの類型ですべての決済サービスが網羅されている保証はないが、実施の形態が基本的な決済サービスを網羅した記載となっているか否かを確認するための一応の指針にはなると考える。

しかし、決済分野において、上記の3つの類型すべてに適用される課題及び当該課題を解決するための手段を備える発明をなすことは困難であると考え。本件発明は、課題がクレジットスキームに特有のものであるから、3つの類型を考慮したとしても、クレジットスキーム以外の実施の形態を記載することは、困難であったと考える。

以上